

※ 育休明けに保育を受けたい方(前期分)

前期:復職日が 4/16~10/1

出産後に育児・介護休業法に定める育児休業を取得し、復職日が令和7年4月16日から同年10月1日で同じ職場に復職する方のうち、育児休業給付金(または育児休業手当金)の支給がある方※1

○申込書類の配布場所と期間

- ・各保育施設、市役所保育幼稚園室で配布
- ・令和6年9月24日(火)~10月11日(金)
土日祝除く 午前8時30分~午後5時15分まで

○申込受付期間と受付場所【一次受付】

- ・令和6年9月27日(金)~10月11日(金)
土日祝除く 午前8時30分~午後5時15分まで
- ・利用第1希望の保育施設へ提出してください。
(郵送での提出はできません。) ※期間・時間厳守

※1 年子のきょうだいの場合などで給付金の支給がない方でも育休明けの申込みができる場合がありますのでご相談ください。

○対象児童

平成31年4月2日に以降に生まれた(生まれる予定の)児童で、保育利用開始日に満6か月以上であり、保護者・児童ともに名張市に住民登録のある児童。(申込み時点で名張市に住民登録がない場合は申請できません。)

○申込みにあたっての注意点

- ・申請時に出産前でも申込みができます。出生後に児童の名前、生年月日をご連絡ください。
- ・すでに復職されている方が、年度途中から保育利用を希望する場合は、申請できません。
- ・育児休業中に新規に保育利用を開始することはできません。復職時期からの利用となります。

○復職日が令和7年4月16日~令和7年10月1日の方の入所日(最終9/15入所)



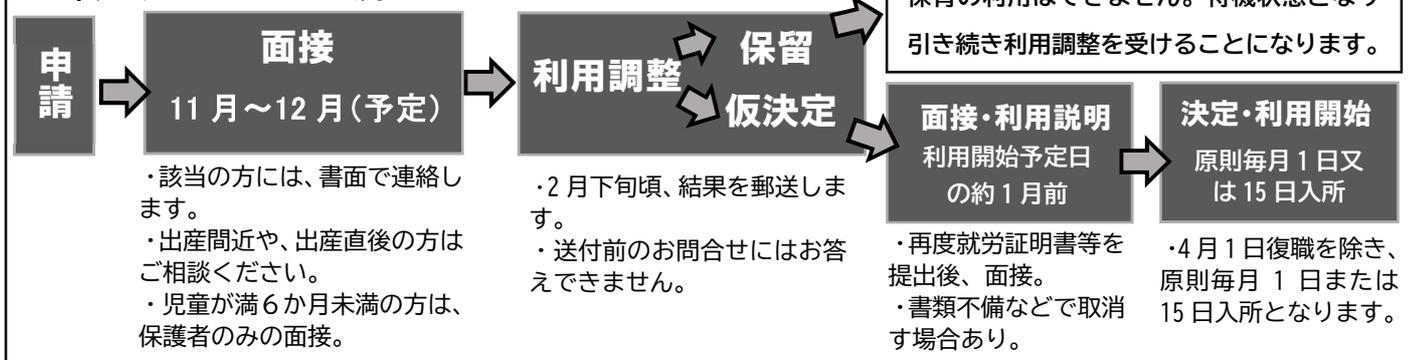
復職日	入所日	復職日	入所日
2日~15日	当月1日	16日~1日	当月15日(復職日が1日のときは前月の15日)

※復職日が令和7年4月2日~15日の場合、入所日は4月1日となります。

○ご用意いただく書類

必要な書類の一覧・記載例など、詳しくはP13~15およびP26~29をご覧ください。

○申込みをしたあとの流れ



○入所希望日の変更について

入所希望日は令和6年12月20日(金)17:15まで変更可能です。それ以降は誕生日と出産予定日の関係で入所日を変更せざるを得ない場合のみ可能です。入所日を変更しない範囲での復職日の変更は入所前の面接までの間で可能です。(復職日確認の為再度証明書類の提出が必要な場合があります。)